



登別市

登別市ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針【普及啓発用】



目 次

I. ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針の基本事項

1	行動指針の役割と位置づけ	1
2	ごみ処理の基本方針	1
3	ごみ減量目標	2
4	リサイクル目標	3

II. 市民・事業者・市の具体的な取組み

1	具体的な取組み	4
2	市民の取組み	5
3	事業者の取組み	7
4	市の取組み	9

I . ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針の基本事項

1 行動指針の役割と位置づけ

循環型社会形成において、ごみの発生抑制・減量化は最も優先的に行うべき行動であり、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で取り組むことが重要です。

このため、ごみの発生・排出抑制と再生利用の推進に向け、市民・事業者・市の立場における具体的な取組みを示し、「登別市一般廃棄物処理基本計画」（平成27年度～平成41年度）の実行に向けた行動指針として策定するものです。



山積みになっている沢山のゴミ

分かれ道で迷う人

循環型社会の実現

2 ごみ処理の基本方針

本市は、天然資源が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の実現を目指すため、平成15年度に策定した計画の方針を今後も継続して推進します。

基本方針1	ごみの発生・排出抑制： 発生・排出するごみ量を可能な限り少なくする。
基本方針2	ごみの再生利用： 排出されたごみのリサイクルを総合的に推進する。
基本方針3	ごみの適正処理： 環境保全に配慮した適正な処理体系を確立する。

3 ごみ減量目標

家庭・事業所単位でごみの減量を推進するものとし、本計画のごみ減量目標は、次期計画する第3期登別市総合計画を見据え、平成37年度における目標排出原単位を設定します。

ごみ総排出量原単位

平成37年度までに 1,046 g/人・日に減量

(平成25年度に対して 32g 減量)

※ごみ総排出量は、ごみ排出量に集団回収等の資源回収を加えた数値です。

家庭系ごみ原単位

平成37年度までに 570 g/人・日に減量

(平成25年度に対して 16g 減量)

事業系ごみ原単位

平成37年度までに 400 g/人・日に減量

(平成25年度に対して 17g 減量)



家庭系ごみ原単位

1日 1人で 16g ごみを減らすこと

事業系ごみ原単位

1日 1人で 17g ごみを減らすこと

ごみ減量目標を達成するため、参考として20g前後のものを選んで見ましたので、参考に「ごみ減量」に協力をお願いします。



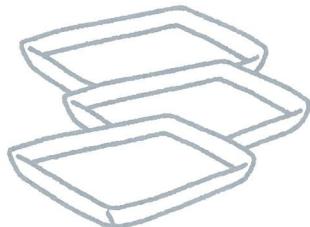
アスパラガス 1本



パセリ 1束



カップめん容器 1個



食品トレー（大） 1個



生ごみ水切り 1回

4 リサイクル目標

資源ごみの分別、集団回収や小型家電リサイクル等による資源回収を更に推進し、目標年次においてリサイクル率増加を目指します。

リサイクル率

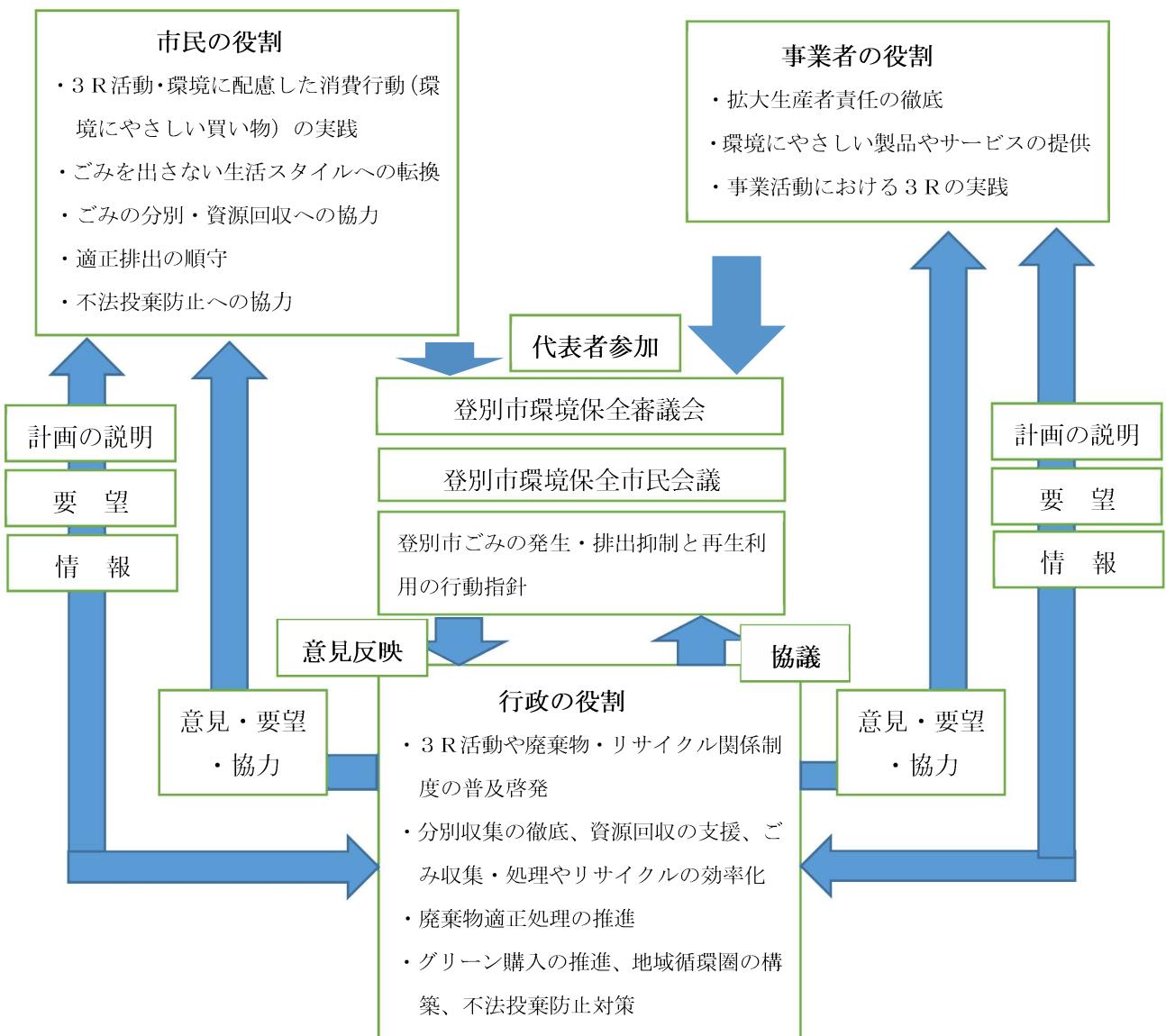
目標年次（平成41年度）までに14%以上（平成25年度 13.5%）



II. 市民・事業者・市の具体的な取組み

1 具体的な取組み

ごみの発生・排出抑制と再生利用の推進に向け、市民・事業者・市の立場における具体的な取組みを次の図のとおり示します。



2 市民の取組み



(1) 3R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実

- ①リターナブルびんやリターナブル容器を使用するよう努めます。
- ②エコマーク商品の購入等を積極的に実践するよう努めます。
- ③買い物をする場合は、できるだけ環境優良店で買うよう努めます。
- ④使い捨て商品などの購入を自粛するよう努めます。
- ⑤繰り返し使用できる容器を使った商品を購入するよう努めます。
- ⑥過剰包装を辞退し、簡素な包装を申し出るよう努めます。



(2) ごみを出さない生活スタイルへの転換

- ①マイバッグ運動によりレジ袋の排出を抑制します。
- ②食品は、必要なものを必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限が切れた食品を捨てることがないようにします。
- ③生ごみ処理容器で肥料化し、生ごみの減量に努めます。
- ④生ごみの排出にあたっては、水切りを徹底して排出量の削減に努めます。
- ⑤衣類、家庭用品等は、フリーマーケットや不用品ダイヤル市を活用するように努めます。



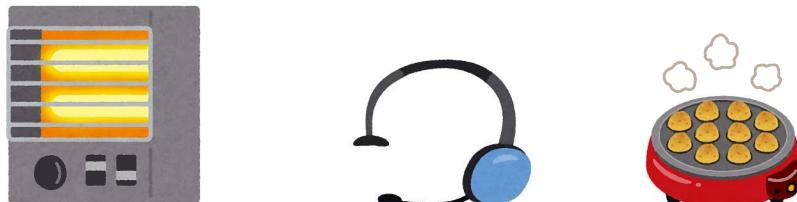
(3) ごみの分別・資源回収への協力

- ①トレイ・紙パック等の資源回収事業（店頭回収）の協力に努めます。
- ②新聞、雑誌等の地域での資源回収事業の協力に努めます。
- ③資源ごみの分別を徹底し、資源物として排出するよう努めます。



(4) 適正排出の順守

- ①ごみを出す日、時間、ごみ出しの方法など、ごみ出しのマナーを遵守します。
- ②ごみステーションの清掃と管理に努めます。
- ③家電リサイクル対象品目を廃棄する場合は、制度に従って排出します。
- ④使用済み小型家電（パソコン含む）の回収に協力します。



(5) 不法投棄防止への協力

- ①ごみのポイ捨て、廃家電や廃タイヤ等の不法投棄は絶対にしません。
- ②地域の清掃活動に積極的に参加するよう努めます。
- ③所有地を適正に管理し、不法投棄が行われないようにします。



3 事業者の取組み



(1) 拡大生産者責任の徹底

①製品等の製造や流通、消費の段階において、廃棄物の発生をできるだけ少なくするため、リサイクルしやすい商品の設計・技術の開発等に努めます。



(2) 環境にやさしい製品やサービスの提供

- ①マイバッグ運動を推進します。
- ②リターナブルびんやリターナブル容器での販売、エコマーク商品の積極的な販売等、ごみの取組に協力します。
- ③ばら売りの推進、過剰包装の抑制等により、ごみの減量を推進します。



(3) 事業活動における3Rの実践

- ①グリーン購入の促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、事業活動における廃棄物の減量化に努めます。
- ②ごみ減量化の取組を推進し、環境優良店としての認定を目指します。
- ③事業系一般廃棄物については、古紙の分別を徹底し、古紙の回収及び再生利用の取組を積極的に行ないます。
- ④イベント等を行う際は、再使用可能な食器の利用等、会場から出る使い捨てごみ削減に努めます。
- ⑤製品輸送に関する梱包材は、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、生産・流通事業者の責任において、回収・再生利用の体制を整備します。
- ⑥職場における環境教育を推進します。
- ⑦事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなどに再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。
- ⑧トレイ・紙パック等の資源回収事業（店頭回収）の協力に努めます。
- ⑨生ごみの排出にあたっては、水切りを徹底して排出量の削減に努めます。
- ⑩各種リサイクル法の趣旨に則り、リサイクル活動の推進に努めます。



4 市の取組み



(1) 3R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発

- ①環境保全をテーマとする記事の広報誌への掲載や意識啓発用パンフレットの発行、市民の環境意識の高揚、環境にやさしいライフスタイルの普及に努めます。
- ②市民の環境意識の高揚のため、環境に関する講演やイベントを企画します。
- ③事業者の、職場における環境教育を支援します。
- ④出前講座やリサイクルまつり等を通じて市民に対し、ごみ減量、資源化について啓発を実施します。
- ⑤広報などにより、マイバッグ運動、リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入など、ごみを出さない取り組みや省資源に関する取り組みの啓発に努めます。
- ⑥生ごみを肥料化してごみを減量するため、生ごみ処理容器の設置等の補助について検討します。

(2) 分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化

- ①市民が積極的にごみ焼却場等を見学する機会を設け、分別の重要性について啓発します。
- ②資源回収団体等奨励金支給制度の推進に努めます。
- ③トレイ・紙パック等の資源回収事業（店頭回収）の協力に努めるよう啓発します。
- ④クリーンリーダーの研修と情報交換を実施し、地域でのごみの発生・排出抑制についての活動を推進します。
- ⑤生ごみの排出時の水切りを徹底するよう啓発します。

- ⑥マイバック運動や、簡易包装化の促進、使い捨て商品の自粛などの方策について市民・事業者との協議の上検討を進めます。
- ⑦トレイ・紙パック等の資源回収事業（店頭回収）の協力に努めるよう啓発します。

（3）廃棄物適正処理の推進

- ①クリンクルセンターにおいて、引き続き安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。
- ②燃やさないごみ・粗大ごみの金属類の回収・資源化の推進に努めます。
- ③クリンクルセンターの施設管理受託業者に対する指導、改善提案の促進に努めます。
- ④事業系ごみの搬入時の監視体制の充実に努めます。



（4）グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策

- ①事業者にグリーン購入の促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、ばら売りの推進、過剰包装の抑制等を指導し、事業活動における廃棄物の減量化を図ります。
- ②ごみ減量化の取組みを推進するため、環境優良店に対する認定制度や表彰制度について検討します。
- ③環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を積極的に推進します。
- ④不法投棄禁止の看板設置や不法投棄の未然防止のため、関係機関と連携を図ります。



ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針

【普及啓発用】

平成27年2月発行

発行 登別市

編集 市民生活部環境対策室環境対策グループ

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地
TEL 0143-85-2958
FAX 0143-85-2585
